

資産課税課情報	第4号	平成24年1月18日	国 税 庁 資 産 課 税 課
---------	-----	------------	--------------------

『租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて』等の一部改正
について（法令解釈通達）」の趣旨説明（情報）

平成23年9月30日付課資3-2ほか2課共同「『租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて』等の一部改正について」（法令解釈通達）により、譲渡所得等に関する取扱いについて所要の改正を行ったところであるが、その主な改正事項の趣旨を別紙のとおり取りまとめたので、執務の参考とされたい。

<省略用語例>

本情報において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。

所得税法	所得税法（昭和40年法律第33号）
所得税法令	所得税法施行令（昭和40年政令第96号）
措置法、（措法）	租税特別措置法（昭和32年法律第26号）
措置法令、（措令）	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）
措置法規則、（措規）	租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）
旧措置法、（旧措法）	所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号） 第18条の規定による改正前の租税特別措置法
会社法	会社法（平成17年法律第86号）
金融商品取引法	金融商品取引法（昭和23年法律第25号）
保険業法	保険業法（平成7年法律第105号）

※ 各法令等は、平成23年9月30日現在による。

目 次

○ 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」の一部改正について

措置法第36条の2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係

36の2-6の4（居住用財産の一部を贈与している場合）	1
-----------------------------	---

措置法第37条の5《既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例》関係

37の5-8（中高層耐火建築物の取得をすることが困難である特別の事情がある場合の適用関係）	2
---	---

○ 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」の一部改正について

措置法第37条の10《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係

37の10-19（「取得をした日」の判定）	3
-----------------------	---

措置法第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》関係

37の11の3-4（株式無償割当てにより取得した上場株式等を特定口座に受入れる場合の「取得をした日」）	6
37の11の3-6（取引所売買株式等）	7
37の11の3-7（最終の気配相場の価格）	9
37の11の3-8（2以上の市場に価格が存する場合）	10
37の11の3-9（価格公表者）	11
37の11の3-10（その他価格公表株式等の最終の売買の価格等）	12
37の11の3-11（一株に満たない端数の処理）	13

○ 「租税特別措置法（山林所得・譲渡所得関係）の取扱いについて」の一部改正について

措置法第36条の2《特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例》関係

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【一部改正】

（居住用財産の一部を贈与している場合）

36の2-6の4 措置法令第24条の2第9項に規定する「贈与（著しく低い価額の対価による譲渡を含む。）の時ににおける価額」とは、その贈与の時又はその著しく低い価額の対価による譲渡の時ににおける通常の取引価額をいうことに留意する。

なお、その譲渡が、著しく低い価額の対価による譲渡に該当するかどうかは、その譲渡の時ににおける通常の取引価額の2分の1に相当する金額に満たない金額による譲渡かどうかにより判定することに留意する。

《説 明》

- 1 「特定の居住用財産の買換えの場合の長期譲渡所得の課税の特例」については、譲渡資産の譲渡に係る対価の額が2億円を超えるものは適用対象から除外されており、このいわゆる2億円要件の判定は、譲渡資産と一体として当該個人の居住の用に供されていた家屋又は土地等の一部の譲渡が、譲渡資産を譲渡した年及びその年の前後2年内にある場合には、その譲渡価額を譲渡資産の譲渡価額に加算するとともに、当該一部の譲渡が贈与又はその譲渡の時の価額の2分の1に満たない価額による譲渡であるときは贈与等の時ににおける価額に相当する金額を譲渡資産の価額に加算して行うこととされている（措法36の2①③④、措令24の2⑨、措規18の4③）。なお、この趣旨は、譲渡価額要件である2億円を超える高額な居住用財産の所有者が、いわゆる分割譲渡によりその要件を満たして特例の適用を受けるといった尻抜けを防止するためのものと説明されている。
- 2 ところで、この2億円要件を判定するに当たって、譲渡資産の譲渡価額に加算することとされる「当該贈与（著しく低い価額の対価による譲渡を含む。）の時ににおける価額」（措令24の2⑨）とは、贈与税の課税価格の計算の基礎となる財産評価基本通達の定めにより評価した価額をいうのか、それとも通常の売買取引価額をいうのかという疑問が生じ得る。
- 3 このため、本通達では、「当該贈与（著しく低い価額の対価による譲渡を含む。）の時ににおける価額」とは、所得税法第59条第1項《贈与等の場合の譲渡所得の課税の特例》に規定されている「その時ににおける価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があったものとみなす。」と同様に贈与又は著しく低い価額の対価による譲渡の時の通常の売買取引価額をいうことを留意的に明らかにしてきたが、措置法規則第18条の4第3項の改正により、著しく低い価額の対価による譲渡（2分の1に満たない金額による譲渡）に該当するかどうかの判定も、譲渡の時の通常の売買取引価額と比較して行うことが明確となったことから、今回、この点を留意事項として追加的に定めることとしたものである。

措置法第37条の5《既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物等の建設のための買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例》関係

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【一部改正】

(中高層耐火建築物の取得をすることが困難である特別の事情がある場合の適用関係)

37の5-8 措置法第37条の5第5項の規定により同法第31条の3の規定の適用を受ける場合には、次の点に留意する。

- (1) 措置法第37条の5第5項の規定は、同項に規定する資産の譲渡の一部につき同条第1項の規定の適用を受けないときに限り、適用があること
- (2) 当該譲渡については、措置法第35条第1項の規定の適用がないこと

《説 明》

- 1 平成23年度税制改正により、特定民間再開発事業が施行される土地の区域内にある土地等又は建物等からその特定民間再開発事業の施行により建築された中高層耐火建築物又はその特定民間再開発事業の施行される地区内で行われる他の民間再開発事業等の施行により建築された中高層耐火建築物等への買換え等（措法37の5①表の第一号）の適用対象から、取得した買換資産を事業の用に供する場合は除外され、適用対象は居住の用に供する場合のみに限定された。
- 2 これまでの取扱いにおいては、措置法第37条の5第1項の表の第1号に掲げる譲渡資産のうち、居住の用に供されていた部分と事業に供されていた部分があり、かつ、そのいずれか一方の部分に対応する買換資産の取得をすることが困難である特別な事情がある場合の同条第1項と第5項の適用関係についても定めていたが、上記1の税制改正によりその必要性がなくなったことから、今回の通達改正において削除し、居住の用に供する買換資産の取得をすることが困難である特別な事情がある場合の特例の適用関係のみ存置するという整理を行ったものである。

○ 「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」の一部改正について

措置法第37条の10《株式等に係る譲渡所得等の課税の特例》関係

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【一部改正】

（「取得をした日」の判定）

37の10-19 株式等に係る譲渡所得等の金額を計算する場合における株式等の「取得をした日」の判定は、次による。

- (1) 他から取得した株式等は、引渡しがあった日による。ただし、納税者の選択により、当該株式等の取得に関する契約の効力発生の日を取得をした日として申告があったときは、これを認める。
- (2) 金銭の払込み又は財産の給付（以下「払込み等」という。）により取得した株式等は、その払込み等の期日（払込み等の期間が定められている場合には払込み等を行った日）による。
- (3) 新株予約権の行使（新株予約権付社債に係る新株予約権の行使を含む。）により取得した株式等は、その新株予約権を行使した日による。
- (4) 株式等の分割又は併合により取得した株式等及び株主割当てにより取得（所得税法令第111条第1項に規定する旧株の数に応じて割り当てられた株式等を取得した場合をいう。）した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。
- (5) 株式無償割当てにより取得した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。ただし、当該株式無償割当ての基因となった株式等と異なる種類の株式等が割り当てられた場合には、当該株式無償割当ての効力を生ずる日による。
- (6) 新株予約権無償割当てにより取得した新株予約権は、当該新株予約権無償割当ての効力を生ずる日による。
- (7) 法人の合併又は法人の分割により取得した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第3項第1号若しくは第2号又は第37条の14の2第1項若しくは第2項の規定により、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされることとなる金額がある場合における法人の合併又は法人の分割により取得した株式等は、その契約において定めたその効力を生ずる日（新設合併又は新設分割の場合は、新設合併設立会社又は新設分割設立会社の設立登記の日）による。
- (8) 投資信託（所得税法第2条第1項第12号の2《定義》に規定する投資信託をいう。）又は特定受益証券発行信託（同項第15号の5に規定する特定受益証券発行信託をいう。以下同じ。）（以下この項において「投資信託等」という。）の受益権に係る投資信託等の信託の併合により取得した受益権は、その取得の基因となった投資信託等の受益権の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第4項第1号又は第2号の規定により、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされることとなる金額がある場合における投資信託等の信託の併合により取得した受益権は、その契約において定めたその効力を生ずる日による。
- (9) 特定受益証券発行信託の受益権に係る特定受益証券発行信託の信託の分割により取得した受益権は、その取得の基因となった特定受益証券発行信託の受益権の「取得をした日」に

よる。ただし、措置法第37条の10第4項第3号の規定により、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされることとなる金額がある場合における特定受益証券発行信託の信託の分割により取得した受益権は、その契約において定めたその効力を生ずる日による。

10 組織変更により取得した株式等は、その取得の基因となった株式等の「取得をした日」による。ただし、措置法第37条の10第3項第6号の規定により、株式等に係る譲渡所得等の収入金額とみなされることとなる金額がある場合における組織変更により取得した株式等は、組織変更において定めたその効力を生ずる日による。

11 株式交換により取得した株式等は、その契約において定めたその効力を生ずる日による。

12 株式移転により取得した株式等は、所得税法第57条の4第2項に規定する株式移転完全親法人の設立登記の日による。

13 取得請求権付株式の請求権の行使の対価として交付された株式等は、当該請求権の行使をした日による。

14 取得条項付株式（取得条項付新株予約権及び取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債を含む。）の取得対価として交付された株式等は、取得事由が生じた日（当該取得条項付株式を発行する法人が当該取得事由の発生により当該取得条項付株式の一部を取得することとするときは、当該取得事由が生じた日と取得の対象となった株主等への当該株式等を取得する旨の通知又は公告の日から2週間を経過した日のいずれか遅い日）による。

15 全部取得条項付種類株式の取得対価として交付された株式等は、全部取得条項付種類株式に係る取得決議において定めた会社が全部取得条項付種類株式を取得する日による。

16 信用取引の買建てにより取得していた株式等をいわゆる現引きにより取得した場合には、当該買建ての際における(1)に定める日による。

17 上場株式等償還特約付社債の償還により取得した株式等は、その償還の日による。

18 金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げる取引による権利の行使又は義務の履行により取得した株式等は、当該取引の対象株式等の売買に係る決済の日による。ただし、納税者の選択により、その権利の行使の日又は義務の履行の日を取得をした日として申告があったときは、これを認める。

(注) 所得税法第60条第1項《贈与等により取得した資産の取得費等》の規定は、株式等についても適用されることに留意する。

《説 明》

- 1 新株予約権無償割当てとは、株式会社が株主（種類株式発行会社にあつては、ある種類の種類株主）に対して新たに払込みをさせないで行うその株式会社の新株予約権の割当てをいい（会社法277）、株式会社は当該新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日を定めなければならないこととされている（会社法278①三）。この新株予約権無償割当てにより新株予約権の割当てを受けた株主は、前述の新株予約権無償割当ての効力を生ずる日に、新株予約権者となる（会社法279①）。
- 2 ところで、平成23年度改正において、特定口座に受入れ可能な上場株式等に、上場株式等について行われた新株予約権無償割当てにより取得する上場新株予約権で、その割当ての際に特定口座に受け入れられるものが追加されたことから、特定口座以外の口座（いわゆる一般口座）

のみならず特定口座においても、この上場新株予約権の「取得をした日」を管理する必要が生じている。

- 3 今回の通達改正では、このような状況に鑑み、新株予約権無償割当てにより取得した新株予約権の「取得をした日」を明示的に明らかにすることとし、前述の効力を生ずる日をその「取得をした日」として取扱うこととしたものである。

措置法第37条の11の3《特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例》関係

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【新 設】

（株式無償割当てにより取得した上場株式等を特定口座に受入れる場合の「取得をした日」）

37の11の3-4 措置法令第25条の10の2第15項第6号に規定する株式無償割当てにより取得した上場株式等を特定口座に受け入れる場合において、当該上場株式等（当該株式無償割当ての基因となった株式等と異なる種類のものを除く。以下この項において同じ。）が次に掲げるものであるときは、37の10-19にかかわらず、当該株式無償割当ての効力を生ずる日をもって当該上場株式等の「取得をした日」としても差し支えない。

- (1) 特定口座内保管上場株式等以外の株式等を基因として割り当てられた上場株式等
- (2) 特定口座内保管上場株式等及び当該特定口座内保管上場株式等と同一銘柄の特定口座内保管上場株式等以外の株式等の双方に基因して割り当てられた上場株式等

《説 明》

- 1 株式無償割当てにより取得した上場株式等は、これまで、特定口座内保管上場株式等について割り当てられたもののみをその特定口座に受け入れることが可能とされていたが、平成23年度改正により、特定口座以外の口座に係る上場株式等について割り当てられたものについても特定口座に受け入れることができることとされた（措令25の10の2⑯六）。
- 2 ところで、株式無償割当てにより取得した株式等の取得をした日は、「その取得の基因となった株式等の取得をした日」によることとなり（37の10-19）、株式無償割当てにより取得した上場株式等を特定口座に受け入れる場合も同様であるが、これまでの特定口座への受入れ対象は、取得の基因となった株式が特定口座内保管上場株式等に限られていたことから、取得の基因となった株式の取得をした日が明らかであり、特定口座での管理上の特段の問題は生じなかった。しかしながら、今回の改正により、特定口座以外の口座に係る上場株式等について割り当てられたものも受入れ可能とされたことから、この中には取得の基因となった上場株式等の取得をした日が分からないものがある可能性があり、こうしたケースにおいては、株式無償割当てにより取得した上場株式等を特定口座に受入れられないという問題が生じ得ると考えられる。
- 3 このため、この取扱いでは、特定口座に受け入れる株式無償割当てにより取得した上場株式等が、
 - ① 特定口座内保管上場株式等以外の株式等を基因として割り当てられた上場株式等である場合
 - ② 特定口座内保管上場株式等及び当該特定口座内保管上場株式等と同一銘柄の特定口座内保管上場株式等以外の株式等の双方に基因して割り当てられた上場株式等の場合については、株式無償割当ての効力を生ずる日（会社法186①二）をその「取得をした日」としても差し支えないものとしている。

なお、この取扱いは、取得の基因となった株式等の取得をした日が分からない場合の取扱いであり、取得した日が明らかである場合には、原則どおり、取得の基因となった株式等の取得をした日をもって取得をした日とすべきことは言うまでもない。

【新 設】

(取引所売買株式等)

37の11の3-6 措置法規則第18条の11第19項第1号に規定する「取引所売買株式等」とは、その売買が主として金融商品取引所(金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。以下この項において同じ。)において行われている株式等をいうが、これに該当するかどうかは、その株式等の売買取引が金融商品取引所において最も活発に行われているかどうかにより判定する。この場合、金融商品取引所において最も活発に行われているかどうか明らかでないものは、原則として、我が国における売買取引の状況により判定するものとするが、その株式等が金融商品取引所に類するもので外国の法令に基づき設立されたものにおいて実際に取得されたものであるときは、取引所売買株式等に該当するものとして取り扱って差し支えない。

《説 明》

- 1 特定口座に受け入れることができる上場株式等には、特定口座が開設されている金融商品取引業者等への買付けの委託により取得したものや自己が他に開設している特定口座から移管されるもののほか、一定のものが認められており、これには、贈与、相続(限定承認に係るものを除く。)又は遺贈(包括遺贈のうち限定承認に係るものを除く。)(以下、「贈与等」という。)により取得した上場株式等で、贈与者等の特定口座又は特定口座以外の口座(いわゆる一般口座)から受贈者等の特定口座へ移管するものが含まれる(措法37の11の3③二イ~ハ、措令25の10の2⑬三、四)。
 - 2 ところで、上記1の贈与等により取得した上場株式等の移管を行う場合において、対象となる上場株式等が贈与者等の特定口座以外の口座(いわゆる一般口座)で管理されていた上場株式等である場合には、受贈者等の特定口座での損益計算に必要な取得価額などの情報を新たに付す必要があり、移管に際し受贈者等は、贈与者等による上場株式等の取得の日、取得に要した金額などを証する一定の書類と銘柄ごとの総平均法に準ずる方法による一単位あたりの取得価額に相当する金額を記載した明細書を金融商品取引業者等に提出する必要がある。ただし、例外的に、取得の日のみの証明書類として、①上場株式等償還特約付社債(いわゆるEB債)の償還に関する事務の取扱いをした金融商品取引業者等が作成した書類で贈与者等が償還により取得した上場株式等の取得の日を証するもの、②贈与者等が取得した上場株式等を発行した法人又はその法人の株主名簿管理人等が作成した書類でその上場株式等の取得の日を証する一定のものが認められており、この場合における一単位当たりの取得価額に相当する金額の計算は、次に掲げる株式等の区分に応じ、それぞれの金額をその株式等の一単位当たりの価額として計算した金額を基礎として行うこととされている(措規18の11⑱⑲)。
- イ 取引所売買株式等(その売買が主として金融商品取引所(これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。)において行われている株式等)

金融商品取引所において公表された当該取得の日における最終の売買の価格(公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、

同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該取得の日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。)に相当する金額

ロ 店頭売買株式等（店頭売買登録銘柄として登録された株式等）

金融商品取引法第67条の19の規定により公表された当該取得の日における最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該取得の日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格）に相当する金額

ハ その他価格公表株式等（イ及びロに掲げる株式等以外の株式等のうち、価格公表者（株式等の売買の価格又は気配相場の価格を継続的に公表し、かつ、その公表する価格がその株式等の売買の価格の決定に重要な影響を与えている場合におけるその公表をする者）によって公表された売買の価格又は気配相場の価格があるもの）

価格公表者によって公表された当該取得の日における最終の売買の価格（公表された同日における最終の売買の価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格とし、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該取得の日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格）に相当する金額

ニ イからハの株式等以外の株式等

その株式等の当該取得の日における価額として合理的な方法により計算した金額

3 この取扱いでは、上記2イの「取引所売買株式等」に該当するかどうかの判定に当たって次の点を明らかにしている。

- (1) 株式等の売買が主として金融商品取引所で行われているかどうかについては、その株式等の売買取引が金融商品取引所において最も活発に行われているかどうか、つまり取引数量又は取引金額が最も多いかどうかにより判定すること。
- (2) (1)の判定に当たって、株式等が海外でも取引されている場合には、全世界の金融商品取引所における取引数量又は取引金額を把握した上で判定するのは実務上困難であることから、原則として、国内での金融商品取引所での取引数量又は取引金額により判定することができるものとし、株式等が金融商品取引所に類するもので、外国の法令に基づき設立されたものにおいて実際に取得されたものであるときは、取引所売買株式等と取扱って差し支えないこと。

なお、この取扱いは、これまでは特定口座への受入れに当たっての一単位当たりの価額は平成22年度改正で廃止された「上場株式等の取得費の特例」（旧措法37の11の2）における「平成13年10月1日における価額」によることとされていたところ、同特例の廃止に伴い、「平成13年10月1日における価額」に関する規定（措令25の10②）が「特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例」（措法37の11の3）の規定（措規18の11⑯）として新たに定められたことから、今回廃止された旧37の11の2－6の取扱いと同内容のものを定めたものであり、新たな取扱いを定めたものではないことに留意する必要がある。

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【新 設】

(最終の気配相場の価格)

37の11の3-7 措置法規則第18条の11第19項第1号から第3号までに規定する「最終の気配相場の価格」は、その日における最終の売り気配と買い気配の仲値とする。ただし、当該売り気配又は買い気配のいずれか一方のみが公表されている場合には、当該公表されている最終の売り気配又は買い気配とする。

《説 明》

1 受贈者等の特定口座に贈与者等の特定口座以外の口座（いわゆる一般口座）で管理されていた上場株式等に移管する場合の株式等の一単位当たりの価額は、その株式等がいわゆるE B債の償還により取得したものである場合など一定の場合で「取引所売買株式等」、「店頭売買株式等」、「その他価格公表株式等」に該当する場合には、贈与者等が取得した日において公表された最終の売買の価格によることとされており、その価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格によることとされている（措規18の11^①一～三）。

（注） 詳細については、37の11の3-6参照。

2 この取扱いは、その場合の最終の気配相場の価格も最終の売買の価格と同様に恣意性のない価格である必要があることから、公表された同日による最終の売り気配と買い気配の仲値によることとするが、売り気配と買い気配の一方のみが公表されている場合には、そのいずれかの価格によることが認められることを明らかにしたものである。

なお、この取扱いは、これまでは特定口座への受入れに当たっての一単位当たりの価額は平成22年度改正で廃止された「上場株式等の取得費の特例」（旧措法37の11の2）における「平成13年10月1日における価額」によることとされていたところ、同特例の廃止に伴い、「平成13年10月1日における価額」に関する規定（措令25の10^②）が「特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例」（措法37の11の3）の規定（措規18の11^①）として新たに定められたことから、今回廃止された旧37の11の2-7の取扱いと同内容のものを定めたものであり、新たな取扱いを定めたものではないことに留意する必要がある。

※ アンダーラインを付した部分が改正関係部分である。

【新 設】

(2以上の市場に価格が存する場合)

37の11の3-8 措置法規則第18条の11第19項第1号又は第3号の同一の区分に属する同一銘柄の上場株式等について、同項第1号又は第3号に規定する価格が2以上の市場に存する場合には、当該価格が最も高い市場の価格をもって、同項第1号又は第3号の金額として差し支えない。

《説 明》

- 1 受贈者等の特定口座に贈与者等の特定口座以外の口座（いわゆる一般口座）で管理されていた上場株式等に移管する場合の株式等の一単位当たりの価額は、その株式等がいわゆるE B債の償還により取得したものである場合など一定の場合で「取引所売買株式等」、「店頭売買株式等」、「その他価格公表株式等」に該当する場合には、贈与者等が取得した日において公表された最終の売買の価格によることとされており、その価格がない場合には、公表された同日における最終の気配相場の価格によることとされている（措規18の11^①一～三）。

（注） 詳細については、37の11の3-6参照。

- 2 このうち、「取引所売買株式等」と「その他価格公表株式等」については、2以上の金融商品取引所や取引市場において同日の価格が公表されていることが考えられるが、その場合における価格の決定方法は法令上明らかではない。

そのため、この取扱いは、上記のように同日の価格が2以上の市場に存する場合には、いずれか高い方の価格によることができることを明らかにしたものである。

なお、この取扱いは、これまでは特定口座への受入れに当たっての一単位当たりの価額は平成22年度改正で廃止された「上場株式等の取得費の特例」（旧措法37の11の2）における「平成13年10月1日における価額」によることとされていたところ、同特例の廃止に伴い、「平成13年10月1日における価額」に関する規定（措令25の10^②）が「特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例」（措法37の11の3）の規定（措規18の11^①）として新たに定められたことから、今回廃止された旧37の11の2-8の取扱いと同内容のものを定めたものであり、新たな取扱いを定めたものではないことに留意する必要がある。

【新 設】

(価格公表者)

37の11の3-9 措置法規則第18条の11第19項第3号に規定する「価格公表者」は、株式等の売買の価格又は気配相場の価格を継続して公表し、かつ、その公表する価格がその株式等の売買の価格の決定に重要な影響を与えている場合におけるその公表をする者をいうこととされている。この場合における「その公表する価格がその株式等の売買の価格の決定に重要な影響を与えている場合」とは、基本的には、ブローカー（銀行、証券会社等のように、金融資産の売買の媒介、取次ぎ若しくは代理の受託をする業者又は自己が買手若しくは売手となって店頭で金融資産の売買を成立させる業者をいう。次項において同じ。）の公表する価格又は取引システムその他の市場において成立した価格が公正価格（第三者間で恣意性のない取引を行うと想定した場合の取引価格をいう。次項において同じ。）として一般的に認められている状態にあることをいうのであるから、単に売買実例があることのみでは、当該重要な影響を与えている場合には該当しない。

《説 明》

1 「その他価格公表株式等」の「価格公表者」とは、株式等の売買の価格又は気配相場の価格を継続して公表し、かつ、その公表する価格がその株式等の売買の価格の決定に重要な影響を与えている場合におけるその公表をする者をいうこととされている（措規18の11⑨三）。

すなわち、価格公表者とは、銀行や証券会社などのブローカーをいうのであるが、そのブローカーは客観的に信頼性があり、企業から独立した第三者でなければならず、また、その公表される価格や取引システム上において成立した価格形成においても、特定の投資家の影響を強く受ける恣意的なものではなく、その株式等の流通性及び換金性を十分確保した一般的に公正な評価額としてその価格形成が行われる必要がある。

2 この取扱いは、この点を明らかにしている。

なお、この取扱いは、これまでは特定口座への受入れに当たっての一単位当たりの価額は平成22年度改正で廃止された「上場株式等の取得費の特例」（旧措法37の11の2）における「平成13年10月1日における価額」によることとされていたところ、同特例の廃止に伴い、「平成13年10月1日における価額」に関する規定（措令25の10②）が「特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例」（措法37の11の3）の規定（措規18の11⑨）として新たに定められたことから、今回廃止された旧37の11の2-9の取扱いと同内容のものを定めたものであり、新たな取扱いを定めたものではないことに留意する必要がある。

【新 設】

(その他価格公表株式等の最終の売買の価格等)

37の11の3-10 措置法規則第18条の11第19項第3号に規定する「その他価格公表株式等の最終の売買の価格」又は「最終の気配相場の価格」とは、同号に規定する価格公表者によって公表される次に掲げる価格をいうことに留意する。この場合、当該価格は、通常の方法により入手可能なもので差し支えないものとする。

- (1) 公正価格を提供するため複数の店頭市場の情報を集計し、提供することを目的として組織化された業界団体が公表した当該取得の日における最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格
- (2) 金融機関又は証券会社間の市場、ディーラー間の市場、電子媒体取引市場のように、随時売買又は換金を行うことができる取引システムにおいて成立する当該取得の日における最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格
- (3) ブローカーによって継続的に提示されている公正価格のうち当該取得の日における最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格（株式以外の有価証券については、当該ブローカーが公正価格として提示する合理的な方法により計算した価格を含む。）

《説 明》

この取扱いは、「その他価格公表株式等」の「取得の日における最終の売買の価格」又は「取得の日における最終の気配相場の価格」として用いることができる公表価格について次のように明らかにしている。

- (1) 公正な価格を提供することを目的とした業界団体が公表している売買価格や気配相場の価格
- (2) 個人が随時売買又は換金を行うことができる取引システム上における売買価格又は気配相場の価格
- (3) ブローカーによって継続的に提供されている売買価格又は気配相場の価格

また、個人が入手した価格のほかに、厳密にはより適切な価格が存在する可能性がある場合であっても、その価格を入手することが、その個人にとって実務上容易ではなく極めて煩瑣である等の事情も十分あり得るところであり、ここにいう価格は、個人が通常の方法により入手可能なもので差し支えないものとしている。

なお、この取扱いは、これまでは特定口座への受入れに当たっての一単位当たりの価額は平成22年度改正で廃止された「上場株式等の取得費の特例」（旧措法37の11の2）における「平成13年10月1日における価額」によることとされていたところ、同特例の廃止に伴い、「平成13年10月1日における価額」に関する規定（措令25の10②）が「特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例」（措法37の11の3）の規定（措規18の11⑯）として新たに定められたことから、今回廃止された旧37の11の2-10の取扱いと同内容のものを定めたものであり、新たな取扱いを定めたものではないことに留意する必要がある。

【新 設】

(一株に満たない端数の処理)

37の11の3-11 措置法令第25条の10の2第15項第12号及び第18号から第21号までに規定する事由により取得し、又は割当てを受ける上場株式等の全てを特定口座に受け入れる際に、当該事由により取得し、又は割当てを受ける上場株式等の数に一株に満たない端数があるときは、当該取得し、又は割当てを受ける上場株式等の全てには当該端数に相当する部分が含まれることに留意する。

したがって、当該端数に相当する部分については、当該事由が生じた時に当該特定口座に受け入れたものと、その受入れ後直ちに当該特定口座からの払出しがあったものとして、取得費等の額の計算及び所有期間の判定並びに同条第10項第1号に規定する書面等による通知を行うことに留意する。

《説 明》

- 1 次の上場株式等の特定口座への受入れは、それぞれの事由が生じた日（⑦は上場等の日）に、その事由により取得する上場株式等の全てを受け入れることが要件とされている（措令25の10の2⑫十二、十八～二十一）。
 - ① 特定口座に係る特定口座内上場株式等に付された新株予約権（転換社債の転換権を含む。）の行使により取得するもの
 - ② 特定口座に係る特定口座内保管上場株式等について与えられた株式の割当てを受ける権利又は新株予約権の行使により取得するもの（④に掲げるものを除く。）
 - ③ 居住者等が与えられた所得税法令第84条第1号から第4号までに係る権利（同条の規定の適用があるものに限る。）の行使により取得するもの
 - ④ 特定口座に係る特定口座内保管上場株式等について与えられた所得税法57条の4第3項第5号に規定する取得条項付新株予約権の取得事由の発生又は行使により取得するもの
 - ⑤ 居住者等が有する上場株式等以外の株式等につき措置法第37条の10第3項第1号に規定する法人の株主等がその法人の合併（その法人の株主等に合併法人の株式若しくは出資又は合併親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限る。）により取得するもの
 - ⑥ 居住者等が有する上場株式等以外の株式等につき措置法第37条の10第3項第2号に規定する法人の株主等がその法人の分割（同号に規定する分割対価資産として分割承継法人の株式又は分割承継親法人株式のいずれか一方のみの交付がされるものに限る。）により取得するもの
 - ⑦ 居住者等が有する上場株式等以外の株式等につき所得税法第57条の4第1項に規定する株式交換により取得する株式交換完全親法人の株式若しくは親法人の株式又は同条第2項に規定する株式移転により取得する同項に規定する株式移転完全親法人の株式
 - ⑧ 居住者等が保険業法第2条第2項に規定する保険会社の同条5項に規定する相互会社から株式会社への組織変更によりその保険会社から割当てを受ける株式
- 2 ところで、上記において、取得等をする上場株式等の数に一に満たない端数が生じた場合には、会社法234条等の規定により、株式等に代え、株式等の売却代金に相当する所要の金銭が交付されることとなるが、この場合に、上場株式等の全てを受け入れていないとして取得した整数の上

場株式等も含めて特定口座への受入れを認めないとすることは、組織再編等が数多く行われる現状においては、実情にそぐわず、納税者利便の点からも問題がある。

- 3 このため、この取扱いは、一に満たない端数についても当該事由が生じた時に当該特定口座に受け入れられ、その受入れ後直ちに当該特定口座からの払出しがあったと解することが相当であり、取得等をした上場株式等の全てが特定口座へ受入れられたことになることを留意的に明らかにしたものである。また、適正課税に資する観点から、一に満たない端数について交付を受けた金銭の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上の取得費等は、特定口座への受入れにより付された取得価額によることとなり、取扱い金融商品取引業者等は、特定口座開設者に対し、特定口座からの払出しの場合と同様、取得価額等の金額を通知する必要があることも併せて明らかにしている。